

公 募 公 告

令和 7 年 2 月 2 8 日

有償による庁舎等の使用又は収益の許可を受けて、飲料水（缶及びペットボトル式のみ）の販売を目的とした自動販売機の設置及び管理運営業務を希望する者の募集について、下記のとおり公募に付する。

法務省所管国有財産部局長

長崎地方法務局長 中 嶋 武 彦

記

1 公募に付する事項

(1) 件名

飲料水（缶及びペットボトル式のみ）の販売を目的とした自動販売機の設置及び管理運営業務

(2) 営業期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

(3) 募集者数

1 者（個人、法人を問わない。）

(4) 設置場所

長崎市万才町 8 番 1 6 号

長崎法務合同庁舎 1 階

長崎法務合同庁舎の施設管理者が指定する場所

(5) 選考方法

企画提案書について審査し、総合評価方式にて選定する。

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 良質な商品及びサービスを提供できる能力と実績を有し、空容器の回収を含めたフルオペレーションを行うことができること。

(2) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 7 0 条及び第 7 1 条

の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務履行が確保される者であること。
- (5) 公募説明書兼仕様書の交付を受けた者であること。
- (6) 公募説明書兼仕様書に定める条件を満たすこと。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (8) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (12) 暴力団又は暴力団員及び(8)から(11)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 公募説明書兼仕様書の交付

- (1) 交付期間 令和7年2月28日（金）から同年3月12日（水）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 交付方法 下記(3)の場所での交付、メール又は郵送（メールによる場

合は、下記(3)記載のメールアドレスに件名「公募説明書兼仕様書交付希望」と記載し送信すること。郵送による場合は、下記(3)記載の連絡先に連絡し、郵送料金を確認の上、切手を貼付した返信用封筒を送付すること。)

- (3) 交付場所 長崎市万才町8番16号 長崎法務合同庁舎3階
長崎地方法務局会計課施設係(担当 林田)
電話：095-820-5903(内線：227)
メール：r.hayashida.uek@i.moj.go.jp

4 申請書、企画提案書等の受付

- (1) 受付期間 令和7年2月28日(金)から同年3月12日(水)午後5時15分まで
- (2) 受付方法 持参、メール又は郵送(郵送による場合は、書留郵便により、上記の期限までに必着のこと。)
- (3) 受付場所 〒850-8507
長崎市万才町8番16号 長崎法務合同庁舎3階
長崎地方法務局会計課施設係(担当 林田)
電話：095-820-5903(内線：227)
メール：r.hayashida.uek@i.moj.go.jp

5 公示及び内容等に関する照会先

〒850-8507
長崎市万才町8番16号 長崎法務合同庁舎3階
長崎地方法務局会計課施設係(担当 林田)
電話：095-820-5903(内線 227)
メール：r.hayashida.uek@i.moj.go.jp